

# 令和2年度気候変動アクション環境大臣表彰実施要領

## 1. 目的

気候変動の緩和及び気候変動への適応に関し顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NPO/NGO、学校等。共同実施も含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。

※気候変動の緩和とは、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを指す。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、CCSの普及、植物によるCO<sub>2</sub>の吸収源対策などが例として挙げられる。

※気候変動の適応とは、既に起こりつつある気候変動影響による被害への回避・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指す。豪雨、小雨や熱波などの異常気象への対策やサプライチェーンも含めた気候変動リスク管理などが例として挙げられる。

## 2. 表彰者

環境大臣が表彰する。

## 3. 対象部門

表彰の対象とする功績は下記の3部門とする。なお、活動については、国内活動に留まらず、国際的に活動することにより、国際貢献に係る活動を含むものとする。

### ① 開発・製品化部門

（緩和分野）

省エネ技術、新エネ技術、省エネ製品、省エネ建築のデザイン等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する優れた技術の開発によりその製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。

（適応分野）

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた技術の開発により、その製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。

### ② 先進導入・積極実践部門

（緩和分野）

コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物、ESG投資、脱炭素経営等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する技術や製品、企業戦略の大規模導入・先導的導入及び積極的な活用、地球温暖化防止に資するライフスタイルや、地域における効果的な節電等に関する積極的な実践に関する功績。

（適応分野）

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた適応策の先進的導入及び積極的な実践、企業や地域等の気候変動への強靱性や持続可能性の向上を目的とした気候変動リスク分析及び適応策の導入における積極的かつ先進的な取組に関する功績。

### ③ 普及・促進部門

(緩和分野、適応分野共通)

地球温暖化防止に資するライフスタイル普及・促進活動、地域における効果的な節電に関する普及・促進活動、植林活動等、気候変動を防止する活動や、地域における農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野での気候変動への適応に関する普及・促進活動、気候変動の影響等に関する情報の収集・発信、その他学校や市民、企業内における教育・普及・啓発・持続可能な未来に向けた価値観、行動、ライフスタイルの変容等継続的な取組（活動実績が概ね3年以上の継続性を有すること。）に関する功績。

## 4. 対象者

3. の各部門における顕著な功績のあった個人又は団体及び上記の活動において連携や支援を行っている個人や団体を表彰対象とする。また、表彰対象者は、原則として日本に在住する者又は組織の拠点を日本国内に置く団体に限る。

ただし、①応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に地球温暖化防止に関する環境大臣表彰を受けているもの、②応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に地球温暖化防止に関する環境大臣表彰を受賞した個人が代表を務めている又は代表を務めていた団体、③応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に地球温暖化防止に関する環境大臣表彰を受賞した団体の構成員だった者が当該活動あるいは功績を個人として引き継ぐ場合は表彰の対象としない。

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合などの不正又は不誠実な行為があった場合は表彰の対象としない、又は受賞を取り消すことがある。

## 5. 募集方法

各種広報媒体により公募するとともに、自薦及び他薦（地方自治体、団体等からの推薦）による。

## 6. 選考基準等

### ① 部門共通の選考基準

評価項目	基準
貢献度	(緩和分野) 大量の温室効果ガス排出削減、市民の行動変容による大きな節電効果など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。 (適応部門) 農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。
波及性	(緩和分野) 製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。 (適応分野) 製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取り組みへの波及効果が期待できること。
持続性	(緩和分野、適応分野共通) 一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。
刷新性	(緩和分野、適応分野共通) 従来取組にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取り組みをしていること。

② 部門別の選考の観点（評価記入にあたっての記入例）

対象部門	観点
開発・製品化部門	<p>（緩和部門） この技術の開発によって生み出された製品により、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。</p>
	<p>（例：従来機器比〇％使用電力削減、CO<sub>2</sub>を年間△トﾝ削減）</p>
	<p>（適応部門） この技術の開発によって生み出された製品により、気候変動によるリスクが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。</p> <p>（例：気候変動リスクの被害額〇円低減、暑さ指数(WBGT)〇℃低減）</p>
先進導入・積極実践部門	<p>（緩和部門） 対策技術の先進的な導入によって、導入から、いままでに温室効果ガスがどれだけ削減できたか。導入した技術・設備をどのように活用してきたか。</p>
	<p>（例：CO<sub>2</sub>排出量〇％削減、CO<sub>2</sub>を年間△トﾝ削減）</p>
	<p>（適応部門） 適応技術や企業戦略の先進的な導入等によって、導入から、いままでに気候変動によるリスクがどれだけ削減できたか。導入した技術や企業戦略等をどのように活用実践してきたか。</p> <p>（例：気候変動リスクの被害額〇円低減） （例：気候変動を踏まえた安定的な原材料ルート〇％確保）</p>
普及・促進部門	<p>（緩和部門） 具体的にどのような人たちに何年間、どのような活動内容を行い、どのような効果があったか。今後どのように活動を展開する予定か。社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域に貢献したか。また、その実績はどの程度か。</p>
	<p>（例：△年にわたって、延べ〇人が活動に参加し、△％の節電効果があり、×kgのCO<sub>2</sub>削減） （例：学校周辺地域の〇〇などの主体と連携し、△回の地域の指導者育成を行い、持続可能な仕組みをつくった。）</p>
	<p>（適応部門） 具体的にどのような人たちに何年間、どのような活動内容を行い、どのような効果があったか。今後どのように活動を展開する予定か。社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域等に貢献したか。その実績はどの程度か。また、気候変動の影響をどのように把握し、活動に生かしているのか。</p> <p>（例：学校周辺地域の〇〇などの主体と連携し、△回の地域の指導者育成を行い、持続可能な仕組みをつくった。）</p>

7. 申請方法及び締切

応募の申請は本実施要領を確認し同意の上、所定の様式に必要事項を記入し、令和2年7月31日（金）（必着）までに下記事務局に郵送すること。なお、様式の電子ファイルについても併せて電子メールに添付して送付すること（書類及び電子ファイルともに必着）。

※応募の申請方法に関して不明な点は、下記事務局に問い合わせること。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、締切を延長する場合、本ホームページにてお知らせをする。

## 8. 被表彰者の決定

被表彰者の決定については、次に掲げるとおりとする。

### ①気候変動アクション大賞

気候変動アクション環境大臣表彰に選考された表彰対象者の中から、活動の取組内容、実績並びに気候変動の緩和及び気候変動への適応への貢献度等を総合的に判断し、特に著しい功績をあげたものを環境大臣が決定する。

### ②気候変動アクション環境大臣表彰

気候変動アクション環境大臣表彰選考委員会による審査を経て環境大臣が決定する。

### ③気候変動アクション ユース・アワード（選考委員会の奨励賞）

未来の気候変動アクションを担うユース層（大学生以下を想定）の中から、気候変動アクション環境大臣表彰選考委員会による審査を経て決定する。なお、ユース・アワードの審査に当たっては、活動実績が3年未満であっても受賞対象とする。

## 9. 表彰方法

表彰状を授与するとともに、受賞標章の使用を認める。

## 10. 受賞者の公表及び表彰時期

受賞者の公表は令和2年9月下旬頃を予定する。

また、表彰式は令和2年11月下旬頃に予定する。

## 11. 結果の通知

結果については、9月下旬頃（予定）の受賞者に係る報道発表資料を環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）に掲載するほか、応募者には下記事務局から採択・不採択通知を送付する。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。また、申請書類は、一切返却しない。

## 12. 事務局

令和2年度気候変動アクション環境大臣表彰 運営事務局

（株式会社 JTB コミュニケーションデザイン コンベンション1局内）

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1 セレスティン芝三井ビル 13階

担当：早川・内藤・角田 ※対応時間：10時～18時（土・日・祝日を除く）

TEL：03-5657-0833 / FAX：03-3452-8526

E-mail：climateaction@jtbcom.co.jp

以上